

行動計画達成状況報告書

令和8年3月19日

千代田区教育委員会教育長 殿

事業所名 弁護士法人Y & P法律事務所
代表者名 平良 明久
所在地 東京都千代田区丸の内1
丸の内トラストタワーN
担当者氏名 保坂 郁
電話番号 03-6212-1663
メールアドレス hosakaka@yp-law.or.jp



策定した行動計画について、令和7年度の達成状況を下記のとおり報告します。

達成目標及び対策の実施内容	目標の達成状況
次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標 産育休者が発生した場合、産育休者の所属 チームの従業員に作業不可が集中しない 体制を作る 次世代育成支援対策の内容として定めた事項（複数可） 2024 年 4 月～ 産育休取得者が発生した 場合、速やかに正社員採用を行い、既にい る従業員に負荷を与えずに業務引継処理 を行う。	達成 2025 年 1 月～12 月の産育休取得者は1 名 産前産後休暇 2025 年 8 月 12 日開始にあたり、2025 年 8 月 1 日に 1 名正社員採用にて入所させ、引継ぎ を実施した。
次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標 育児休業を取得予定の社員及び育児休業 から復職した社員に対するメンター制度 を導入する 次世代育成支援対策の内容として定めた事項（複数可） 2024 年 4 月～ 制度及び運用ルールを検 討、育児経験のある社員からメンターを選 定（男性女性各 1 名以上）、面談シート、 メンターによる産休取得予定者・復職者の 個別フォローを開始。2 週間に 1 度の面談 実施中	メンターを選定し、実際に面談は実施された。 ただし、メンター男性女性 1 名というところに関し ては、男性育休の場合は、男性メンター1 名となっ た。女性育休の場合は男性女性各 1 名のメンターが ついた。 面談シートについては作成できておらず、2026 年に 完成させる予定である。

次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標 時間にとらわれない働き方の導入 次世代育成支援対策の内容として定めた事項（複数可） 2025 年 4 月を目標に家庭事情により配慮 が必要な方にはフレックスタイム制の導 入	フレックスタイム制事体はできているが、まだ実際 導入した人物はいない。
次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標 年次有給休暇の取得奨励・促進 次世代育成支援対策の内容として定めた事項（複数可） 1 定期的に休暇の取得状況を確認する （例：四半期に 1 度ペースなど）。 2 社員に対して休暇取得を啓発する一 方、管理職は、休暇取得を促進する環境作 りを検討・実行する。 3 休暇取得が促進できる好事例があれ ば、組織内で共有し、仮に取得の阻害要因 が確認された場合には、その要因を解決す るための具体策を検討・実行する。	2025 年 2 月 14 日に開催されたマネージャー会議に おいて、「一般事業主行動計画」において、従業員の 年次有給休暇取得率を 60% 超まで引き上げることが 目標の一つとなることが説明された。その上で、以 後目標達成のための具体策等について、具体的な対 策等を検討する予定であることが報告・説明された。 しかしながら、実行のための具体策の検討につい ては、十分とは言えず、次年度以降に関係する管理職 等と共に、方策等について具体的に議論・検討し、 計画達成のための実行策に取り組むことが必要であ る。

※達成目標として定めた事項が 3 項目以上になり記入欄が不足する場合は、表をコピーしてお使
いください。（割印は不要です。）

※目標の達成状況を客観的に確認できる書類を本報告書に添付してください。

